



平成 28 年 6 月 15 日

公立大学法人 都留文科大学
理事長 横内 正明 殿

監事 青山 伸一 

監事 鶴田 和雄 

監 査 報 告 書

地方独立行政法人法第 13 条第 4 項及び第 34 条第 2 項並びに公立大学法人都留文科大学監事監査規程第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年 6 月 15 日に公立大学法人都留文科大学の平成 27 年度における業務の執行について監査を実施したので、その結果を下記のとおり報告いたします。

記

1. 監査方法の概要

都留文科大学において役員及び関係職員から業務の執行状況について報告を受け、提出された監査調書等により監査を実施しました。帳票その他証拠書類の原本及び現物の照合確認並びに担当者からの概況聴取・質疑応答などの方法により実施いたしました。

会計監査については、財務諸表(貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、キャッシュフロー計算書及び行政サービスコスト計算書)、決算報告書、平成 27 年度中における各月の合計残高試算表、総勘定元帳、残高証明書などを確認するとともに、事業年度内の特徴ある取引については、関係書類・帳票等の提示を求め、関係部署の担当者から説明を聞くなどの手続を実施して会計監査を行いました。

業務監査については、平成 27 年度事業報告書の内容について検討し、中期計画に掲げられている 124 項目に対応した年度計画 182 項目の達成状況等を中心に、監査を実施しました。

2. 監査結果の概要

- (1) 業務の執行は、適正に行われていると認める。
- (2) 財務諸表は、法人の財政状態及び運営状況等を適正に表示しているものと認める。
- (3) 事業報告書は、法人の業務運営状況を正しく示しているものと認める。

- (4) 決算報告書は、予算の区分に従って、決算の状況を正しく示しているものと認める。
- (5) 理事長、副理事長、理事の業務執行に関しては、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する事実は認められない。なお、理事長、副理事長と法人との間には利益相反取引は認められない。

3. 是正又は改善を要する事項

(1) 会計監査

- ① 国際交流会館について年度末の引き渡しの予定であったため会計上の処理について確認した。引き渡し 3/23、竣工 3/24 で、年度内に建設仮勘定から建物本勘定へ移行することが出来ており、問題はない。合わせて平成 27 年度中に建設した施設や、設置した装置について、国際交流会館、トイレ等への緊急通報装置の設置、4 号館 1 階改修部分の視察を行った。
- ② 未収学生納付金収入について前回に引き続き納付勧奨通知の発送などの取り組みについて評価する。平成 26 年度末、28,978 千円から平成 27 年度末 10,586 千円と半分以下になっており、大変評価すべきことである。今後も学生納付金の未収入金回収に努めていただきたい。
- ③ 一般管理費について H24(1.6 億円) H25 (1.7 億円) H26 (1.9 億円) H27 (2.3 億円) と増加している。H27 については合同庁舎への移転調査や 60 周年事業の負担金など特別な要因があることを認識しているが、今後も一般管理費の経費の圧縮について努力をしていただきたい。

(2) 業務監査

- ① 大項目第 1~7 について年度計画は概ね達成し、中期計画についての進捗も概ね順調であるという点について評価できる。
- ② 年度計画 No.10、No.32 プロジェクトチームの立ち上げの継続審議中のもの、No.30、No.31、No.42 カリキュラム検討中のもの、No.118 プログラム策定中のもの、No.177 情報セキュリティポリシー策定中のもの、については作業を加速させる必要がある。これらのものを中心に検討や協議の具体的な内容や進捗が分かるように実績報告をすると、その後の作業が加速出来るのではないかとと思う。